

(3) 地域型保育事業の審査基準

	審査項目	基準
共通審査基準	1 事業計画との整合性	札幌市子ども・子育て支援事業計画に適合すること。
	2 事業者の適格性	事業を行うために必要な経済的基礎があること。 事業者が社会的信望を有すること。 事業者が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。 児童福祉法第34条の15第3条第4項に掲げる欠格事由に該当しないこと。
	3 設備	札幌市児童福祉法施行条例に定める設備の基準に適合すること。
	4 運営	札幌市児童福祉法施行条例に定める運営の基準に適合すること。
施設整備審査基準	5 資金計画	整備に要する資金を確保していること。
	6 設置主体の事業実績	保育所等（※）を現在運営している者については、適切な運営を行っていること。 保育所等（※）を現在運営していない者については、適切な事務体制が整っていること。
	7 準備状況	整備計画について議決機関の議決を経ていること。